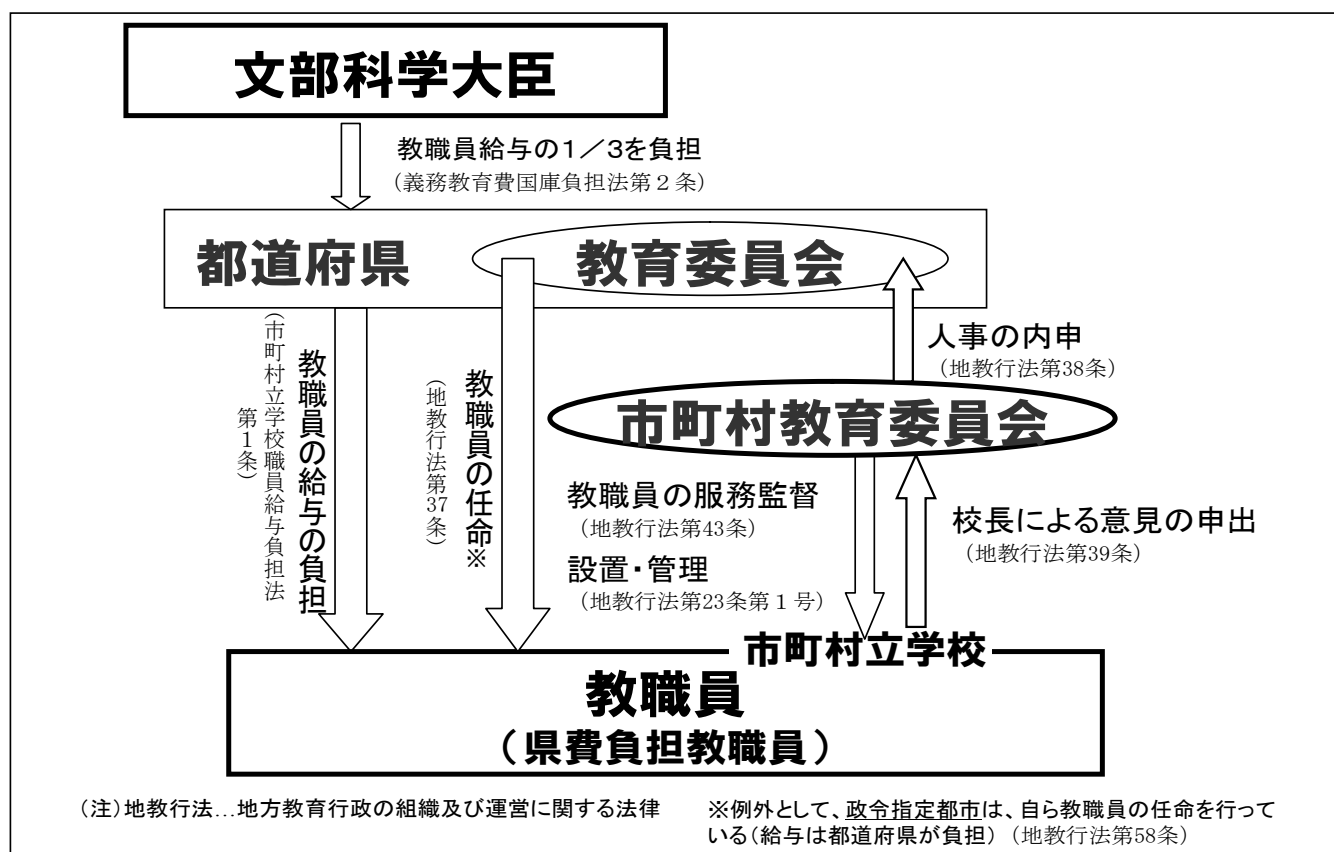


県費負担教職員の人事権の移譲について

1. 県費負担教職員制度について

- 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



2. 市町村立学校の教職員の給与負担と任命権者について

時 期	摘 要	給与負担	任命権者
33年	市町村立小学校教育費国庫補助法 ・国庫補助を拡充 改正小学校令 ・授業料徴収を廃止し、義務教育無償制を実現	市町村、国	
大正7年	市町村義務教育費国庫負担法 ・市町村財政の負担軽減と教育の改善とを目的として教員の俸給の一部を国が負担。	市町村、国	国の機関としての知事
昭和15年	義務教育費国庫負担法 市町村立小学校教員俸給及び旅費の負担に関する件（勅令） ・市町村財政力の不均衡拡大を背景に、定額負担制から実支出額の1/2国庫負担制へ。 ・給与負担を市町村負担から道府県負担へ。	道府県、国	知事
23年度	教育公務員特例法 制定 市町村立学校職員給与負担法 ・給与費等の都道府県負担を制定。	都道府県、国	市町村又はその教育委員会
25年度	義務教育費国庫負担制度の廃止 ・地方財政平衡交付金制度が創設され、これに吸収（昭和24年シャウブ勧告）。	都道府県	”
28年度	義務教育国庫負担法 ・義務教育無償の原則に則り、「国民のすべてに対しその適切な規模と内容とを保障する」ため、教職員の給与費等の実支出額の1/2国庫負担。	都道府県、国	市町村教育委員会
31年度	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 制定	”	都道府県、政令指定都市教育委員会

3. 県費負担教職員の人事権移譲に関する検討の経緯

平成17年10月 中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」

当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。

また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。

平成17年11月～18年12月 関係者の意見交換（計8回）

- ・移譲に賛成：中核市・特別区・指定都市・市
- ・移譲に反対：都道府県・町村・へき地関係

平成19年3月 中教審答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」

依然として関係者間での意見の隔たりが大きく、全ての市町村において一定水準の人材確保を図る上で支障を生ずる懸念が大きい。

同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて都道府県教育委員会が行うこととし、人事権全体の移譲については、引き続き検討していく必要がある。

平成19年6月 改正地教行法成立、公布（施行は平成20年4月）

同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の内申に基づき行う。

平成20年5月～ 県費負担教職員の人事権の在り方に関する協議会（文部科学省主宰）

平成19年の中教審答申を踏まえ、関係者間の意見交換を行う。

全8回 ※会議の取りまとめなし。

（構成員）

- ・全国都道府県教育長協議会・全国市町村教育委員会連合会・全国都市教育長協議会・全国町村教育長会・指定都市教育委員、教育長協議会・中核市教育長会・特別区教育長会・全国へき地教育研究連盟の各代表
- ・放送大学教授・筑波大学大学院教授
- ・文部科学省（大臣官房審議官・初等中等教育局初等中等教育企画課長・同財務課長）

平成20年6月 地方分権改革推進要綱（第1次）

都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、給与については、政令指定都市と中核市が負担することで検討し、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る。（平成21年度中できるだけ速やかに）

平成22年4月 大阪府知事からの照会（文部科学副大臣回答）

【県費負担教職員の任命権】

- 教職員の適正配置と人事交流の円滑化により、教育水準の維持向上を図るといふ県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、事務処理特例制度を活用し、市町村が処理することは可能。
- この解釈を踏まえ、大阪府では事務処理特例制度を活用し、平成24年4月から、豊能地区の3市2町で教員人事に関する事務が行われている。

平成22年6月 地域主権戦略大綱（閣議決定）

3 広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの

〔文部科学省〕

- 市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定（市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116））
- * 県費負担教職員の任命権については、条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）による移譲が可能である旨を明らかにしたところである。

平成25年3月義務付け・枠付けの第4次見直しについて（閣議決定）

中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権（地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項）の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。

平成25年4月 教育再生実行会議 教育委員会制度等の改革について（第二次提言）

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。

4. 県費負担教職員の人事権移譲に関する関係者の意見

(1) 移譲に積極的な意見

中核市教育長会

平成25年度文教に関する国の施策および予算に関する要望（平成24年8月）（抄）

（最重点項目） 中核市及び一定規模をもつ広域圏への県費負担教職員の人事権の早期移譲

全国都市教育長協議会

平成25年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情（平成24年10月）（抄）

（要望事項） 県費負担教職員の人事権を中核市に移譲するための法整備と中核市以外への検討

(2) 移譲に慎重な意見

全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会

平成25年度文教予算に関する特別要望（平成24年11月）（抄）

3 市区町村への権限移譲に係る留意点

県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日）において、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を委譲する報告で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの」とされたところであるが、今後とも各都道府県内において一定の教育水準と教育環境を確保する観点から、適切に検討を進めること。

全国町村教育長会

平成25年度文教予算編成及び立法措置に関する要望書（平成24年7月13日）（抄）

（最重点要望） 3 県費負担教職員人事権の現行制度の堅持

教職員の人事権に関しては、全国一律の義務教育水準の確保という観点から、人事の膠着化、教員の格差が生じないように、現行制度を堅持していただきたい。